

税源移譲による住民税の減額措置があります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成18年分の所得税は課税されていたものの、退職等により所得が少なくなり、平成19年分の所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度の町県民税に限り、移譲前の税率で計算した額まで減額する経過措置が設けられています。

対象者は、平成20年7月1日から同月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告する必要があります。

税源移譲に伴う特例措置(住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)について)

所得税において住宅ローン控除の適用があるかた(平成11年から平成18年までに居住されたかたに限る)で、税源移譲によって所得税が減少した結果、本来、住宅ローン控除によって控除されるべき金額が減少してしまう場合は、その分を平成20年度(平成19年中の所得に対する課税分)以降の町県民税から控除する措置が講じられます。

対象者は、その年の3月15日までに、町に町県民税の申告とは別に、申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合には、春日部税務署を経由して提出することができます。

平成20年度から平成28年度までの住民税に適用

問合せ 税務課住民税係 内線124・125・129

この訓練では消防職員、消防団員が参加して分列行進や機械器具の点検及び消防ポンプ自動車を使用するのポンプ車操法などを行います。ご自由に見学ができますので、皆さんのご来場をお待ちしております。

日時 11月11日(日) 午前8時30分
から

場所 白岡町役場来庁者駐車場
(雨天の場合、表彰式のみを役場庁舎内で行います)

問合せ 消防本部 消防課総務係
☎(92) 1800 内線202



火災が多くなる季節の前に、白岡町消防特別点検を実施します。

平成19年度
**消防特別点検
を行います**

「火は見てる あなたが離れる その時を」 秋季全国火災予防運動が実施されます。

日時 11月9日(金)～11月15日(木)

秋季全国火災予防運動は、これから、火災が発生しやすくなる季節になることから、火災予防の心構えを普及させ、火災発生防止を呼びかけるものです。

また、死傷事故や財産の損失を防ぎ、高齢者などの死者を大幅に減少させることも目的として実施されます。

火災のほとんどは、ちょっとした不注意や油断から発生しています。私たちは、日ごろ忘れがちな防火上の注意事項を生活のルールとして習慣づけ、たいせつな財産を火災から守りましょう。

住宅火災 いのちを守る つつのポイント ー3つの習慣・4つの対策ー

3つの
習慣

寝たばこは、絶対にやめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの
対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



問合せ 消防課予防係 ☎(92) 1800